

開示請求手数料の算出方法について

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 26 条第 1 項に規定する開示請求に係る手数料の額は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第 18 条第 1 項第 1 号に規定する手数料と同額である。